

10. この貸付制度の利用に、次のようなできごとが関係していましたか。それぞれについて「①はい」か「②いいえ」のどちらかを選んでください。

- 10- (1) あなたの失業 (①はい ②いいえ)
- 10- (2) あなたの疾病 (①はい ②いいえ)
- 10- (3) あなた以外の家族の失業 (①はい ②いいえ)
- 10- (4) あなた以外の家族の疾病 (①はい ②いいえ)
- 10- (5) 預貯金の不足 (①はい ②いいえ)
- 10- (6) 他の負債の返済 (①はい ②いいえ)

11. お子さんが学校に行くにあたり、母子寡婦福祉資金以外の借入れを利用することを考えましたか。

- ①他の借入れも利用した →12へおすすみください
- ②考えたが利用しなかった →13へおすすみください
- ③考えなかった →13へおすすみください

12. 上記11で「①他の借入れも利用した」場合、どのようなものを利用しましたか。  
あてはまるものをすべて選んでください。

- ①国の教育ローン ②日本育英会（日本学生支援機構）
- ③銀行のローン ④国および銀行以外のローン ⑤その他（ ）

### Ⅲ 母子寡婦福祉資金の申し込み手続きについておうかがいします

13. この資金を利用するにあたっての手続きはいかがでしたか。

- ①簡単だった ②めんどろだった

14. 申し込みに必要な書類をそろえるのはいかがでしたか。

- ①簡単だった ②めんどろだった

15. 貸付までの日数はいかがでしたか。

- ①日数はかからなかった ②日数がかかりすぎた

16. 連帯保証人についてはいかがでしたか。

- ①すぐに見つかった ②探すのに苦労した

17. 連帯保証人になったのは、あなたから見てどのような方ですか。

- ①親 ②きょうだい ③子ども ④その他の親戚 ⑤知人
- ⑥その他（ ）

18. 申し込みのときに、お子さんとこの資金を借りることについて話合いましたか。

- ①話合った                                ②とくに話合わなかった

19. では、返済については、お子さんと話合いましたか。

- ①申し込みのときに話合った    ②あとから話合った                ③とくに話合わなかった

**IV 母子寡婦福祉資金を利用した後のお子さんの状況についておうかがいします**

20. お子さんは学校を卒業しましたか。

- ①卒業した                                        →21へおすすみください  
②卒業しなかった（中途退学など） →25へおすすみください  
③在学中（休学をふくむ）                        →26へおすすみください

21. 上記20で「①卒業した」と回答された場合、卒業後の進路を教えてください。

- ①就職した                                        →22へおすすみください  
②進学した                                        →23へおすすみください  
③その他（                                        ） →24へおすすみください

22. 上記21で「①就職した」と回答された方におうかがいします。

22-（1）お子さんの勤め先での雇用形態は次のどれでしたか。

- ①正社員・正職員（常勤）    ②嘱託                                ③臨時（季節雇用も含む）  
④パートタイマー                ⑤自営・内職    ⑥その他（                                ）

22-（2）お子さんの仕事の内容は次の①～⑪のうちどれにあたりますか。おもなものを1つだけ選んでください（→回答がすみましたら26へおすすみください）。

- ①専門的・技術的職業（看護師、保健師、保育士、教員など）  
②管理的職業（会社の役員、管理職など）  
③事務（一般事務など）  
④店員（スーパー・商店の店員など）  
⑤営業・セールス（保険などのセールス）  
⑥運輸・通信（職業運転手・同助手、荷役など運輸従事者、通信従事者）  
⑦農・林・水産業  
⑧製造・建設業（製造、加工、組み立て、建設、修理などの従事者）  
⑨理容・美容師、調理師などの技能的職業従事者  
⑩飲食店などの接客サービス  
⑪その他（                                        ）





32. 上記31で「①現在返済している」と回答された方におうかがいします。

32- (1) どなたが返済していますか。あてはまる方をすべて選んでください。

- ①学校に行った子ども本人          ②あなた          ③子どもの祖父母  
④連帯保証人（連帯保証人が③ではない場合）          ⑤その他（          ）

32- (2) どこから返済していますか。おもなものを1つだけ選んでください。

- ①給料などから          ②年金から          ③生活保護費から          ④預貯金から  
⑤他から借入をして          ⑥その他（          ）

32- (3) 返済月額はいくらですか（半年賦や年賦で返済している方は、1ヶ月あたりの金額でお答えください）。

- ①5,000 円未満          ②5,000 円～10,000 円未満  
③10,000 円～15,000 円未満          ④15,000 円～20,000 円未満  
⑤20,000 円以上（          円）

32- (4) 現在、滞納をしていますか。

- ①していない  
②いくらか滞納している（6ヶ月未満の滞納）  
③かなり滞納している（6ヶ月以上の滞納）

33. 返済のために、以下のようなことはありますか。それぞれ「①はい」か「②いいえ」でお答えください（→回答がすみましたら34へおすすみください）。

- 33- (1) 日常の生活費を節約している          (①はい ②いいえ)  
33- (2) 外出費や交際費をひかえている          (①はい ②いいえ)  
33- (3) ほかの毎月の支払い（家賃や水道光熱費など）が遅れることがある          (①はい ②いいえ)  
33- (4) 貯金ができない          (①はい ②いいえ)  
33- (5) 他から借入をして返済している          (①はい ②いいえ)  
33- (6) その他（          ）

**VII 母子寡婦福祉資金を利用した感想をお聞かせください**

34. 母子寡婦福祉資金についてどのように思いますか。以下のそれぞれについて「①はい」か「②いいえ」のどちらかを選んでください。

- 34- (1) 公的な制度なので、安心して利用できた          (①はい ②いいえ)  
34- (2) 無利子で利用できてよかった          (①はい ②いいえ)

- 34-(3) 利用することで学校に行くことができてよかった (①はい ②いいえ)
- 34-(4) 貯金などで間に合ったので、無理に借りる必要はなかった (①はい ②いいえ)
- 34-(5) 卒業しなかったため、借金のみが残った (①はい ②いいえ)
- 34-(6) 利用することで出費が抑えられ、生活の安定につながった (①はい ②いいえ)
- 34-(7) 母子自立支援員と関わりがもててよかった (①はい ②いいえ)
- 34-(8) 生活や健康のことなどについても相談できてよかった (①はい ②いいえ)
- 34-(9) 世帯状況を確認されることに抵抗があった (①はい ②いいえ)
- 34-(10) 連帯保証人を設定することに抵抗があった (①はい ②いいえ)
- 34-(11) 返済が不安である (①はい ②いいえ)
- 34-(12) その他 ( )

35. 母子寡婦福祉資金について、ご意見や感想がございましたら、お聞かせください

以上でおわりです。アンケートにご協力いただき、どうもありがとうございました。  
同封の返信用封筒でご返送ください。(封筒への住所・氏名などの記入は不要です)

なお、この調査では、個別インタビューに応じていただける方を対象に、直接みなさまにお会いしてご意見をお聞きしたく考えております。インタビューには北海道大学および北海道医療大学の教員と大学院生が、みなさまのご都合を聞いてうかがいます。こちらもあわせてご協力をお願いします。

個別インタビューに応じていただける方は、以下にお名前とご連絡先をご記入ください。後日こちらからご連絡させていただきます。

お名前： \_\_\_\_\_

ご住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

連絡して良い時間帯 ( )

# 母子福祉資金貸付制度に関する母子自立支援員への調査 結果報告

岩田美香・鳥山まどか

## 1. 調査の目的と概要

### (1) 調査の目的

本研究は、厚生労働省科学研究費補助金・政策科学推進研究事業「福祉資金貸付制度の効果と課題に関する研究(代表：北海道大学 青木紀)」に位置付けられており、すでに利用者から見た母子福祉資金貸付制度(修学資金)の現状と課題については、分析を進めてきた<sup>1)</sup>。本調査では、日頃、最前線で相談や貸付・償還(返済)などの業務に携わっておられる母子自立支援員から見た本制度の現状と課題について、運用面での課題も含めて明らかにすることを目的としている。

### (2) 調査概要

#### 1) 手続きと期間

平成17年度全国母子自立支援員研修会(2005年9月実施)に参加した母子自立支援員に対しアンケート調査を配布し、同封の返信用封筒にて郵送してもらった。アンケート配布に際しては、全国母子自立支援員連絡協議会の協力を得て実施した。なお平成17年度全国母子自立支援員研修会では、「母子寡婦貸付金制度の現状と課題について」の講演が成されており、すでに実施した利用者に対するアンケート結果についての概観を承知している。

アンケートは2005年11月中旬に配布し、11月末までに返答してもらった。108名に配布し96名からの回答を得た(回収率88.9%)。

#### 2) 調査内容

調査票は次のような項目で構成されている(詳細は、資料「母子福祉資金貸付制度に関する母子自立支援員への調査」票を参照のこと)。なお本調査は、母子自立支援員の声を自由に書いてもらう

ために、自由記述による回答を多く設定している。

- ・ 自立支援員自身の年齢、保有している資格、業務内容
- ・ 修学資金の貸付時における手続きや利用者との話し合いのもちかた、およびそれらの留意点
- ・ 修学資金返済時における滞納の現状と償還への工夫、およびそれらに対する意見
- ・ 母子自立支援員としての仕事の感想と雇用条件

## 2. 母子福祉資金貸付制度に関する母子自立支援員への調査結果

### (1) 母子自立支援員について

#### 1) 母子自立支援の経験年数

表1 母子自立支援員としての経験年数  
単位：人(%)

1年未満	7(7.3)
1～3年未満	20(20.8)
3～5年未満	12(12.5)
5～10年未満	27(28.1)
10年以上	30(31.3)
無回答	0(0.0)
合計	96(100.0)

#### 2) 母子自立支援員の年齢

表2 母子自立支援員の年齢  
単位：人(%)

20歳代	1(1.0)
30歳代	5(5.2)
40歳代	23(24.0)
50歳代	60(62.5)
60歳代以上	7(7.3)
無回答	0(0.0)
合計	96(100.0)

3) 母子福祉資金貸付制度に関して行っている業務

表3 母子福祉資金貸付制度に関して行っている業務(複数回答) 単位:人(%)

窓口・電話での相談	93 (96.9)
家庭訪問による相談	50 (52.1)
申請書の書き方指導	87 (90.6)
貸付金申請書審査	53 (55.2)
債権管理	27 (28.1)
償還(集金)	69 (71.9)
返済に関する事務	73 (76.0)
その他	20 (20.8)
回答者数	96

\*「その他」の記載内容

- ・電算入力・送信、支出命令等
- ・申請、あるいは償還について、ケースワーカーや民生委員との連携をとっています
- ・貸付金の支出事務、台帳作成の電算入力、その他の電算入力
- ・(家庭訪問による相談に関して)事業開始、事業継続、住宅資金は家庭訪問として内容等を聞いている
- ・貸付金の支払い(毎月支出命令を打つ)、電算入力
- ・申請事務、返済に関する相談
- ・システム・入力(口座振込含)・申請書、添付書類確認し受理。継続申請、猶予申請
- ・滞納に関する相談等
- ・金銭(集金等)は扱っていないが、滞納者への償還督促訪問等を行っている
- ・母子協働員意見書作成事務、貸付者納付書督促状発行、貸付銀行取引事務、分割納付書等送付事務、償還の手紙等
- ・DV・児童虐待の対応、相談窓口
- ・市のために貸付の資金が振込まれるまで、かわりを持っている。償還については、市の方に移籍してからはしていない
- ・滞納整理、償還指導、訪問調査
- ・町村役場及び社協での定例相談日に、各町村に

出張

- ・償還指導を行う(現金はあつかわないが、償還協力員に同行)
- ・申請書の提出を受付し、県担当課担当者へ送付。その際に調査書を作成し、添付する
- ・町村担当者、民生児童委員、母子会役員への広報、指導、助言
- ・事業関係貸付時の経営相談に同行し、終了後は結果報告書を提出。資金使途確認。面接調査

4) 母子自立支援員の有している資格

表4 母子自立支援員の有している資格 単位:人(%)

ない	57 (59.4)
ある	38 (39.6)
無回答	1 (1.0)
合計	96 (100.0)

\*保有している資格内容

- ・社会福祉主事、北海道家庭生活カウンセラー2級
- ・2級ホームヘルパー、現在社会福祉主事の資格取得のため、受講中です
- ・社会福祉主事のみ(19名)
- ・養護教諭、パソコン3級、自動車免許
- ・社会福祉士
- ・幼稚園教諭2級、保育士、社会福祉主事習得中
- ・保母資格、調理師、労務衛生管理者
- ・教員免許、社会福祉主事
- ・教員免許のみ(2名)
- ・母子自立支援員としての仕事には、直接的ではないが、パソコン(表計算)、商業簿記、普通自動車運転免許
- ・仕事とは関係ないが、栄養士、調理師資格、ヘルパー2級を持っている
- ・社会福祉主事、保育士
- ・カウンセラー



## (2) 母子寡婦福祉資金（修学資金）について

### 1) 支援員からみた手続きの煩雑さ

表5 資金利用の手続きの煩雑さについて

単位：人（％）

簡単である・面倒だとは思わない	66（68.8）
面倒だと思う	27（28.1）
無回答	3（3.1）
合計	96（100.0）

\*資金利用のための手続きで面倒だと思う点、それに対する考え

〈改善の余地あり〉

- ・様式が複雑で、申請者が間違いやすい。その為、書き方の見本を添えるが、それでも間違える方・書けない方が多く、手間取る
- ・書類の量が多い。書き方が複雑
- ・申請書の記入で必ずしも必要と思われない事項がある。役所の開庁時間に合わせるの、パート就労の人たちにとっては、大変だと思う
- ・保証人に関して、まだまだ改善しなければならないと思います。生活保護受給者（母）の場合は、保証人をつけなくてはならず、苦労している
- ・必要書類が多すぎる。借入者の家庭調査。保証人との面接。必要書類の提出が各市まちまち。その都度、福祉事務所の確認が必要。福祉事務所の担当者が変わるたびに必要書類、貸付条件が変わる
- ・申請書の提出時に市長印を取らなければならないのが面倒です。市長印をとる為には決裁書を提出しなければならず、決裁が下りても市長印は正職員でなければ押印できません。石狩市の場合、「こども相談センター」のセンター長印で済めばかなり作業効率が上がり、助かります
- ・添付書類が多すぎると思う。母子家庭の場合、児童扶養手当申請時に戸籍謄本、住民票、所得証明などを提出し、審査され母子の認定を受けており、貸付時には省略できないものかと常に思う
- ・貸付を申請するにあたり、まず少なくとも3回

市町村役場に足を運ばなければならない。1回は相談に行き、母子婦福祉資金の説明を受ける。2回目必要書類を揃え、持参するが必ず記入もれや不備があり、指導助言を受け、3回目によく受理される。就労している場合、市役所、町村役場の受付時間内に出向く時間をつくるのは難しい。そして調査面接。申請者、児童、連帯保証人の3名と面接するが3名同時にできれば良いがなかなか時間が合わない。連帯保証人が見つからない場合が多い。申請時の必要書類も多く記入についても必ず指導助言が必要となる

- ・申請に対して添付書類が多く、それらを取り寄せるために費やす時間も必要である。申請書の書き方が分りづらい
- ・1、提出書類が煩雑である。2、保証人の要件（面接）が厳しい。3、相談を受け申請し、借用書提出し、入金まで（一連の流れ）が煩雑。4、家計状況（最近の1ヵ月）の信憑性、借金状況の信憑性に疑問あり
- ・仕事を休んで何度か行政の窓口で足を運ばなければならない点。保証人との調整
- ・公的書類の有効月を3ヶ月としている為、昨今の入試制度の多様化で合格が早くに決定した場合など、就学支度金申請時と修学資金申請時と両方書類をとり直さなくてはならない点
- ・申請してから資金の交付までに日数がかかり、緊急性のあるものに対応できない（特に就学支度資金が必要とする時期に間に合わない）。家庭訪問で必ず面接調査を行うが、そのために平日休みを取らなくてはならない。パート、アルバイトの就労が多いために時給が差し引かれる。申請に当っては、事務的な手続きのみにすべきであると思う。相談業務とは切り離して考えた方がよい
- ・修学及び就学支度資金についての面接は、昨年度まで自立支援員が実施していた。今年度、県の機構改革により出先機関がなくなったため、面接は基本的に県庁担当課（担当者）が実施することになり、申請者・保証人・連帯借主は、

平日、時間内に県庁まで出かけなければならない

〈利用者の自覚を促すためには当然・やむをえない〉

- ・保証人の確保、面接、各種書類用意など簡単であるとは思いません。働きながらこれらの手続きをこなすとなると時間の都合をつけなければならない点でも大変だろうと思います。けれど、だからと言って、手続きを簡単にすれば良いとも思いません。貸付を受けるということは、返済の責務を負うということで、借主はもちろん、連帯借主である修学する子にもその自覚、覚悟を持って貸付を受けて欲しいからです
- ・事前相談→申請書交付（連保該当者の所得確認後）→申請書受付、子供との面接。最低3回は来所が必要ですが、お金を借りる以上、当然要求される「面倒」の範囲内だと考えます。簡単になると無責任にもなり易いと思います
- ・申請書の記載量、内容、必要添付書類、保証人の要件、必要添付書類等の内容の難しさと量の多さ。しかし、簡便にした方が良いとは思わない。福祉資金とは言っても公的資金の貸付であり、必要な税金を運用している以上、仕方の無い事であり、簡単にすることが母子家庭の自立につながるとは考えにくい
- ・私見：借金する為には、どこから借りても手続は必須条件です。面倒な思いをしてこそ、何度も借りようと思わなくなるのです。頭も心も使って生活するものなのでから簡単な貸付では本人の為になりません
- ・貸付調査時に、3者（借受人、連帯借受人、連帯保証人）と面談しているが、特に連帯保証人との面談に関しては、借受人の気持ちの負担が大きいと思う。ただ、支援員としては、償還義務の意識づけのためにも、3者に対する面談は必要と思う
- ・手続きの要件、流れの説明。提出書類が多く、何度か来所してもらわなくてはならない。子の面接、保証人の確認等あり、繁雑だとは思いますが、必要なことと認識
- ・督促、催告を出している者としては、もう少し

十分に聞きとり調査、保証人の確認は必要である

- ・書類等、多くて面倒だとは思いますが、お金を借りるのだから、自覚を持たせる為にも、必要だと思う。貸す以上は償還が伴ってくる事をよく説明してほしい

〈お金を借りるためには当然・やむをえない〉

- ・記入箇所が多く、添付書類も多数ある。日常、書類を整えたり記入したりする事が少ない人にとっては面倒と感じるかもしれないが、たとえ公的な貸付制度であっても、お金を借りるには、様々な手続きが必要と理解する事も大切だと思います
- ・資金を借りる立場としては、添付書類の準備など時間をとることがあり、めんどうかもしれませんが、それぐらいして頂くことも必要だと思います
- ・お金の貸借に関わる手続きのためには、仕方ないと思います
- ・簡単とは思いますが、金銭貸借という契約行為に伴う手続きなので、やむをえないと考えています。母子世帯のための福祉資金であること以前の問題だと思います
- ・借金をするというものの書類として、普通、当然だと思います
- ・お金を貸すにあたり、ある程度の手続きや面接して確認することは必要だと思います。
- ・めんどうだとは思いますが、お金を借りるという法律行為についていえば、サラ金以外は当資金より縛りは多いと思う
- ・めんどうと思うが、貸付なので添付等必要なことは必要です

〈その他〉

- ・申請書に記入欄が多いため、自分で書けないお母さんが多いと思いますが、書類上でしか、お母さんの現状を見る事ができないと思います。民間の金融機関の貸付金とは質が異なると思いますので、書き方を指導、相談をしながら申請書を作成するのも、お母さんのお話を聞いていくチャンスではないでしょうか

- ・①の「簡単である。めんどうだと思わない」の解答とさせて頂きましたが、とても神経を集中しています。相談者と互いに理解しあつての業務を行っています
- ・申請時の添付書類は、母子世帯と確認するものであり、他の貸付を行う機関に於いても同様であり、簡単ではないが、必要と思われる
- ・家計や家族の状況などを詳しくききとらなければならない（相談者によっては、なぜそこまで話さなければならないのかと拒否的にあることあり）。連帯保証人にも家族、家計等の状況確認をしなければならない。資産状況を聞かれるのは連帯保証人なので仕方がないが、家族のことまで聞かれる必要はないと拒否されることがある。就学支度・修学両方の連帯保証人となった場合、同じことを何度も聞くなと怒られることがある（私としては、連帯保証人はかなり債務が重いので、確認をとりたいのだが、なかなか思うようにはいかない）
- ・簡単とは思わないが、めんどうだとは思わない

## 2) 地域での貸付までの日数に関する利用者からの不満

表6 貸付までの日数に関する利用者からの不満  
単位：人（％）

お母さん方から不満が出ている	48 ( 50.0)
お母さん方からの不満は出ていない	30 ( 31.3)
その他	16 ( 16.7)
無回答	2 ( 2.1)
合 計	96 (100.0)

### \* 貸付に対する不満についての自由記載欄

〈事前に説明をしている〉

- ・最初から話しているので不満の声はあまり聞かないが、もう少し早く資金がでるようにしてほしい
- ・不満はありません。窓口で充分説明をしております。「残念だ」とは言われます
- ・就学支度資金申請については、納入日までの決定・送金は無理なので、説明し理解してもらっています

- ・不満はあると思いますが、説明し理解を得る様、努力します
- ・申請時、市の自立支援員、又は役場の職員さんを通じて連絡してもらって、その時に「口座振込みはいついつですよ」と伝えてもらっている
- ・利用者に内容を説明しているので、日数についてのトラブルは無い
- ・相談、面接時、説明している
- ・申請時に充分説明しているので、トラブルはない
- ・初めに説明し、了解を得ている

〈不満等が出ている場合の内容〉

- ・支援員自身もニーズに対応できず苦慮するケースが多い
- ・直接不満を訴えられたことはありませんが、負担になっていることは、察することができます
- ・直接の不満ではないが、就学支援等では事前に資金を用意せざるをえないとならぬ点に苦慮すること有
- ・遅いと思っている方や、催促された事はありますが、あらかじめ、相談→申請書の提出が不備なく行われると、最速2週間で支出できると思います。特に支度金は、合格後10日～2週間以内に入学金を支払わないとならないため、一時的に他からお金を借りている人が多いようです
- ・相談を受けた日付によっては、2ヶ月かかってしまうことがあり、不満を聞くことはある。おむね1ヶ月に一度の決定のため、1ヶ月かかる場合がほとんどであり、その場合はそうでもない
- ・「納入日に間に合わない」との声
- ・お金がおりるまで、2ヶ月かかるため
- ・継続貸付について、振込みまで日数がかかるとの不満の声がある
- ・時々ある。貸付するまでの期間、連帯保証人がいない等
- ・新入学の場合
- ・お金がいつ支出されるのかとの問い合わせは、4月・5月と申請の集中する時期には多数ある
- ・市町村窓口担当からいつ頃お金が振込みになる

か問い合わせはあるが、直接利用者から不満の声があったことはない

- ・事業継続資金の時に母子会から出ました

〈その他〉

- ・数日で貸付が受けられると誤解している為とされます。納入日の2・3日前に相談に来る方もいます
- ・役所だから……とあきらめている
- ・不満な人は利用に至らない

### 3) 貸付までの日数が、入学金・授業料納入の日に間に合うようにするための工夫

〈事務処理上の工夫で対応〉

- ・就学支度資金は前年11月頃から受付しております
- ・就学支度資金は年内の貸付も可能である
- ・就学支度資金、転宅資金については、事前申請を行っています。願書又は、その学校へ入学する。又、転宅は申し込みをされているものを添付させている
- ・入学手続き時に納入しなければならない金額は支度金として、入学年度以前に申請でき、支給される
- ・就学支度資金については、合格が確認でき次第、申請可能。修学資金は通常申請決定後、借用書を提出するが、新年度申請の場合は、同時期に提出可とし、日数がかからないよう配慮されている（この場合、申請内容どおりに決定されなかったときは、借用書は取り直し）
- ・高校事前受付の他は特になし
- ・岐阜県より、岐阜市の方が少し早く支度資金を手渡しで渡しているが、これは、学校に行き始めてすぐ退学になるケースもあるため、今この見直しを考えているとのこと（貸付担当）
- ・随時払いができる。間に合わない場合が多い
- ・貸付審査会の開催を可能な限り、臨時に実施する
- ・貸付金交付の処理回数を4月・5月は増やしている
- ・以前は月末の翌月第3週目支払であったが、3月、4月に関してのみは週中めで、2週間

後の支払日になる

- ・高校の就学支度金は3月、4月、切り日、振込み日が通常とは違う。（公立高校の合格発表後に急いで対応ができる）
- ・平成17年度より、申請者の経済的負担をより軽減するため、事前申請及び併願受験者の二校同時申請の受け付けを行うこととした
- ・就学支度資金と修学資金とのセットでの貸付の場合、同一申請書で審査は一緒に行い、入学確認後速やかに貸付手続きを行っている
- ・今年度より県庁担当課が一括処理するため、予約貸付受付開始時期が早くなった。予約貸付申請者には、面接実施後に県が審査、予約決定をする。合格通知提出で就学支度資金は払い込み可能。入学後、在学証明を提出する。予約申請時と入学先、申請金額が異なる場合には、変更のための書類を提出することになる。この場合の面接はなく、電話等での確認のみ
- ・申請書の一部を早めに提出（合格通知書、在学証明を後で差し込む等、この様な取り扱いは年間、数件のみ）
- ・申請から決定→支払まで、4～5月でしたら2週間はかかると思います。審査が早くすればと思い、サービス残業もすることがあり、この期間は週30時間はないと思って仕事をします。授業料は一回目は無理ですが、10日前後に支払し、授業料引き落としには、間に合っていると思います（育英会より早いのではないですか？）
- ・全市同一で公立・私立高校併願者に対して手入力に対応
- ・就学支度資金は決定から支出まで、持ち回りで決裁し、早く支出するようにしている
- ・例えば、支度金の場合、合格発表までの間に申請書の記載に不備のないようチェックする。合格通知書が届き次第、添付書類のチェックをし、貸付決定書を起案できる状態にする。あらかじめ、資金についての相談があると資金繰りの予算の確保や予定が立てやすい
- ・申請が遅くなっても（審査会までの日数がなくても）できるかぎり審査会に間に合うように努

めている

- ・修学申請→支給。県も以前より作業が早くなった。H17年10月より、県から各県福祉保健福祉で作業となった。申請者はすぐほしいとの思いの部分が不満につながると思うが、普段からの母子の支援がどうなのかも感じさせられる
- ・市町村から申請書が進達されましたら、内容を審査し、書類上問題が無く、財源があれば2週間位で支出する
- ・面接等の日時・場所を申請者の都合に合わせて、早く実施できるよう配慮する
- ・高校は授業料の納入日が決まっているので、毎月上旬に支払う様に心掛けている
- ・学校で保護者、児童、進路担当との三者面談が終わる頃、貸付予約受付の案内を中・高等学校に出す。また市町村の母子寡婦福祉資金貸付担当にも連絡し、広報などに載せてもらう
- ・道に連絡をとり、書類の最終提出日を教えている事
- ・資金が必要時に手元に届くように振込の努力をしています。①出納課とこどもみらい課の調整で臨時の振込日の設定、②母子家庭に借用証書の事前準備をしてもらい、指定期日に合格通知書、在学証明書とともに提出をお願いしてもらうことで、最短の時間で振込みまでの事務をしています
- ・申請時に提出書類に不備や誤記がないか確認してもらい、なるべく差し替や再提出がないよう、窓口で対応してもらう。しかし、申請時期が3～4月に集中するため、納入日に間に合わせる事は難しい
- ・高校の公立・私立の併願の場合については、申請の準備を先においてもらい、合否の発表後、すぐ手続き、その月末に納入できるようにしている
- ・なるべく、申請が早く提出できる様に、「記入例」の見本や書類の説明をした資料を相談の際に渡し、書類不備で何度も母親が役所に足を運ばなくてもいい様に説明や資料を渡しています。貸付決定や送金の決定は道の対応なので、少しでも

も早い決定や送金になる様にアドバイスをしています

- ・専門学校、大学等入学金、授業料、特に授業料は、前期・後期納付となり、支払いは毎月との理解を得ている(貸付相談時に)。入学金もほとんどが間に合わない。貸付相談時にその旨をくわしく説明し、できるだけ早い申請と貸付決定及び入金をお願いしている(道へ)
- ・事前の相談で、添付書類は、速やかに準備をして頂き、保証人との連携も日数を要しないようにするなど、申請書交付をし、申請書審査時にも、授業料の納入日を伝えながら、相談者にもおおよその貸付決定日を伝えられるよう、業務を行っている
- ・入学金の場合は、ほとんど間に合わない事が多いのですが、少しでも早く貸付ができるよう、借主に「合格通知が届くまでに他の書類を全て用意しておき、合格通知が届いたらその日のうちに申請書を提出する」よう指導しています
- ・納入日までには間に合わないので、一日でも早く入金されるよう先にそろえられる書類を用意しておいてもらうよう説明しています
- ・面接を早めに行い、必要書類の提出を急がせる
- ・申請者の提出毎に、貸付審査会を行っている。また、相談、申請の段階で、調査期間の日数、審査手続、貸付決定後の手続等を伝達し、申請者の了解を得ている
- ・予約貸付をして、入学後すぐ在学証明を出してもらう
- ・入学金には間に合わないが、出来るだけ就学支度資金を早く申請できるようにしている
- ・必ず合格になった学校に進学するということを確認し、場合によっては申し立て書などを書いてもらい、できるだけ間に合うように早目の決定がなされている
- ・最初の相談時に、貸付まで日数がかかることをよく説明、対応について話をする
- ・事前の準備を指導し、できるだけ短時間で手続きができるよう段取りをする
- ・事前審査を実施しているが、支度金は合格決定

の翌日くらいにはお金が必要となるので、間に合わない。このことは面接の時に説明している

- ・ 入学金（就学支度資金）について：相談者に予め、申請書提出から貸付金支払いまで、2週間を要する旨伝え、納入日に間に合うよう、受付・親子面接、提出するよう指導する。場合によっては合格発表前に申請について説明し、書類を渡すこともある
- ・ 早めに相談に来てもらえれば、間に合う場合がある。進学先が決定してからの申込みとなるため、私立と公立を受験し公立不合格となり、私立進学となった場合は間にあわせることは不可能なので、身内等に借りて納付してもらい、当貸付金が交付されたら、身内に返すという方法をとってもらっている
- ・ 経理に申請書の支払日（口座振込日）の1週間前までに持っていかなければならないが、緊急の場合は、前もって経理に連絡して了承してもらう（課の中での決定も事情を話して持って回って歩いて決裁してもらう）。学校に事情を話して待ってもらうこともある
- ・ 事前申請を受け入れている。合格発表までに借用書まで、取り揃えている。しかし学校によっては、合格発表後すぐ入金をするような場合は、「延納」の相談をする様指導している
- ・ 市町村合併により区域が広がった為、貸付審査会を月2回設定しているが、納入日が差し迫っている時は、それ以外でも審査会を行うようにしている。申請時、明らかに納入日に間に合わない時は、学校側にその旨を本人から（文書で）伝えてもらっている

#### 〈学校への協力・理解を求める〉

- ・ 市町村からきた申請書の審査を早く行ったり、納入期日に間に合わない時は、学校の事務担当者へ何日頃振込み予定なので、それまで待っていただきたいとお願いする
- ・ 通常月1回の資金交付を、3・4月は月2回手続き入力などにより交付を行っているが、システム上、どうしても納入期限には間に合わないため、各高校に対し、納期限について配慮依頼

の文書を送付している。又、来談者に対しても学校に相談するよう助言をおこなっている

- ・ 高校の入学金には関しては、各学校に資金交付日の理解と協力をお願いする文書を出している。申請の事実の確認には対応している。申請書受付日切日を3段階に増やし、できるだけ負担を軽減できるよう努力しており、相談者へも十分な説明と学校への説明のし方を助言している
- ・ 各学校法人理事長様宛てに入学金等の納入猶予について（依頼）の文書を出しています
- ・ 高校についての貸付では、支度資金について、当自治体より高校へ事前に文書により「当該貸付を受ける母子について支払いを待って頂きたい」旨の申し入れを毎年、行っている。専門学校・大学については、母子が直接学校へ交渉して、当資金が貸付になる日まで待ってくれるように努力をするよう説明・助言をしている
- ・ 推薦入学で10月・11月に決まる方は、すぐ申請すれば振込み日に間に合うこともあるが、大体は間に合わないので、その間だけやりくりしてもらうとか、学校に待ってもらうよう頼むしかない。その際、もし必要なら貸付申請を受理している旨の証明書を発行して、学校に待ってもらうために利用してもらう
- ・ 特に工夫はしていないが、必要であれば修学先に電話等で申請中である旨を連絡することもある
- ・ 学校から延納届の提出を求められた時は、提出する。借主又は当方から学校に直接延納をお願いする
- ・ 貸付金が申請者に振り込まれるのは、納入日期日にはほとんど間に合わない。もちろん、支庁の担当には「急いで下さい」とお願いするが、物理的制度的内容的に難しい。学校の方へ分割延納などのお願いをする。基本的にはお母さん自身に学校と話し合ってもらうが、説明ができない、又は学校が認めてくれない時は、支援員がお願いする事もある。市内の私立高校には入学金を母子福祉資金が出るまで待つて下さいと

いう書類を申請書のコピーと共に提出し、延納を認めてもらっている

- ・残念ながら、毎月「20日払、翌月20日払い」で統一しています。20日を過ぎて申し込むと、翌々月の支払になるので、そのことを説明するのが、心苦しく「申し訳ありませんが……」とお話ししています。事務方の事情も持ち回りで決裁という状況ではありません。私共が工夫していることではないのですが、こちらの資金交付に合わせて分割納入に応じてくれる学校も少数ながらあり、学校から当方に問合せが入ることがあります。その時はやはり「こちらの事務処理の都合で申し訳ありませんが……」と母子のバックアップをお願いしています
- ・入学金については、間に合わないのが普通になっているが、過去に学校に相談し、入学金を待ってもらったことはあります。授業料（大学等）は、1年2回払いにに対応する場合があります

例 9月 300,000円 ・ 3月 300,000円  
後期納入 前期納入

- ・当市の母子寡婦会の特別会計をあずかっており、会長との合議により道の貸付がおきるまで、立替ている場合もあるが、ほとんどは各学校に事情を話し、まってもらうか、個人的に調達するよう話をしている
- ・予算の関係で間に合わない場合等、直接、母親（子）から学校に連絡し、納入期日に間に合わない事情を説明して頂き、「延納願い及び誓約書」と「授業料分納願い及び誓約書」について延納の許可願いをして頂いています（学校と母親・子との契約）
- ・振込みが指定されているため、学校事務局と相談するよう助言
- ・授業料納入日までは、間に合わないのが現状です。お母さんに学校に今、申請中である事を伝え、写を交付しています
- ・残念ながら、申請切の日を融通することはできませんので、学校側に借主が事情を直接申し出て、納入を待ってもらいたい旨、願い出るよ

うすすめています

- ・合格通知がきてから、入学金を納めるのに期間が短すぎる。公的機関の貸付申請をしているという事で、学校側に待ってもらよう交渉してもらおう。貸付は申請してからどうしても一定期間が必要と思われる
- ・大学、専門学校等の入学金支払日までには、貸付支払日は間に合わないため、本人より学校側に連絡を入れてもらう。（貸付金を受けてから納入する旨）。授業料に関しては、高校は10日支出としている（引き落としが15日頃のため）。大学・専門学校は、半年払いとしている（申請月、10月）
- ・大変難しく、本人→学校へ連絡させ、納入を待ってもらおうようにしています
- ・特に工夫はしていないが、事前相談がある場合は、申請から交付までの事務処理等を説明し、余裕をもって申請するよう指導している。また、学校等に事情を話し、納入期日に間に合わない旨、連絡するよう指導している
- ・高校は間に合う。大学、専門学校等は、借主が事情を学校に説明して待ってもらう事もある。子どもは一度に大きくなる訳ではない。子育ては自分育て、母の欲望を抑え、子の為に準備する心がけが大事

〈他制度を一時的に利用〉

- ・合格発表後、合格通知書、借用書、印鑑登録書を提出してもらった後に手続き、貸付となるので、やはり間に合うことは少ないです。従って①立て替え払い、②申請者が学校と納入日について話し合う
- ・県母子寡婦福祉連合会の立替貸付金がある。母子寡婦福祉資金を申請した同額以内で（修学資金に関しては一年分まで）貸付交付されたら、それを返済にあてる。しかし、推薦等の早い入学金等には間に合わない
- ・早く申請すれば、申請書をコピーし、県から借り入れできるということを前提に県母子寡婦福祉連合会に申請すれば、1年分貸付してもらえ

- ・合格証、在学証明書添付後の正式手続きとなる為、間に合わないが、事前の相談、申請書交付等に於いて、すみやかな提出が出切るように対応している。函館市教育委員会入学準備金の貸付・奨学金の貸付制度あり（入学に要する費用の調達が困難な方を対象）
- ・なるべく早めに手続きする様話す。一時的に母子会を利用する時もある
- ・先に母子寡婦福祉会、各町村の小口貸付を借りて頂いたり、県母会の社会福祉金庫や県社協の生活福祉資金を利用するようアドバイスしている
- ・母子会、社協などの貸付金を利用（母子資金貸付の日まで）
- ・社会福祉協議会の利用。市町村を通さず、直に書類等送付（市町村には連絡（写）を送付）
- ・以前は、社会協議会のほうが1ヶ月早く入金されるので、先にそちらで借りて、入金が入ってから返済するという事ができたが、今はきびしい

〈特に工夫していない・できない〉

- ・県のシステムが改善されない事には、仕方のない事
- ・工夫出来ることがあれば知りたい
- ・全て間に合っていないと思う
- ・特別に間に合うようにはしていない

#### 4) 貸付相談において子どもと話すこと

表7 貸付相談における子どもへの相談

単位：人（％）

いつも子ども本人とも話すようにしている	55 ( 57.3)
必要に応じて子どもとも話す	30 ( 31.3)
お母さんからの要望があれば、子どもとも話す	4 ( 4.2)
なるべく子どもとは話さず、お母さんだけで話を進めていくようにする	0 ( 0.0)
無回答	7 ( 7.3)
合計	96 (100.0)

#### 5) 手続きにおける返済の話し合い

〈支援員が直接子どもと話している(と思われるもの)〉

- ・母親、子供、保証人それぞれに貸付金の趣旨と返済額、返済の意識を促し、義務を説明。保証人には、返済の保証に対する説明、滞納時の責任を説明。返済計画については母親はもとより子供にも説明、具体的な返済計画を話し合う
- ・貸付相談来所の際、必ず三者面談(借主、連借、保証人)がある旨を説明。保証人来所が難しい場合、こちらから自宅あるいは職場に連絡し説明する。滞ると保証人に通知が行き、支払っていただくこともあることをしっかり把握していただく
- ・本人、子供の前で、申請金額や返済の手続きとして、返済期間、猶予、金額変更、口座変更についても説明します。子供に対しては、返済の責任がある事を自覚してもらい、就学した後、就職して返済する意識を持ってもらう様に話をします
- ・母と子と同席の時(子の面談の時)にどのように返済していくか説明し、希望を聞き、具体的に毎月何円ずつ何年間返済すると決めている。子にも返済責任あること、法律上の債務であることを説明している。保証人へも、母子返済なくば、請求し返済してもらうことを説明し自覚してもらう
- ・子供に自覚してもらう為にも、母、子、支援員の3人で話し合っている
- ・借入額、返済開始時期、年数について、母、子、保証人と。子には加えてこのような温かい制度を利用できるので、将来立派に社会に貢献できるように励ます
- ・貸付相談時にお母さんに説明し、後日お子さんと貸付に対する理解と返済に対する意志をお子さんの口から直接言ってもらっている。保証人(第三者がいる場合)も面接、電話での返済となる可能性がある旨(連帯保証)の確認をしています
- ・申請者、子供、保証人と話をしている。子供が卒業し、半年後から返済になるが、大変だった



からお母さんに助けてもらいながら払うようにと話す。滞納した場合、保証人に督促がいくので心してほしい旨話す

- 借主、連帯借主とは基本的に来所、面接のうえ、2人でどのような話し合いをしているかを確認(借主と連帯借主が返済方法など話し合っていない場合の方が多い)。保証人には、返済方法、期間などについて説明し、理解をお願いしている
- 母と子どもにも手続きと一緒に、返済についても話しをする
- 申込みは各市町村の窓口で行っているのので、直接借主と関わる事は余り無い。年間5～6件位問合せがあり、内容を説明し、窓口で手続きをする様に指導する。窓口では借主と児童の二人に貸付金の趣旨と返済について聞き取り指導する
- 相談上では、母親とは十分に理解をして頂き、連帯借主である子に対しても理解してもらえよう親子共に直接面談をし、将来の目標・職業などを聞かせて頂き、母子・寡婦福祉資金の意味合いをとらえて頂き、返済額の金額設定をし、互いの意志の確認の面接指導を行っている
- 借主、連帯借主には、直接面談をして、返済について説明。滞納した場合の違約金についても説明をしています。連帯保証人には電話で内容確認、返済について説明。返済義務についても説明
- 母、子と面談し、無理のない返済について話し合う。場合によっては、連帯保証人の同席も頼むことがある
- 借主と連帯借主が来庁しますので、2人に返済の義務があることを説明し、2人ともが返済できない場合、保証人が返済しなければいけないことを説明。実際に返済の時期のことを考え、返済回数を相談しています
- お母さん、子供共に返済の内容を説明し、返済がおくれると次の人が利用できないことを話しています
- 主に母(借受人)と話し合っているが、子(連

帯借受人)と必ず面接を行い、貸付金額や償還方法について確認している。又、中途退学せずきちんと卒業すること、就職し自らが償還することを認識させるようにしている

- 申請者、連帯借主、連帯保証人と話す。償還開始時期、方法、1回の金額と具体的に話す。修学及び就学支度資金については、児童が償還する様、話す。貸付決定後、台帳を申請者に送付する。償還開始前に申請者に文書でお知らせする
- 返済については、調査面接時に申請者、児童、連帯借主にきちんと説明し、貸付中も継続して訪問し、児童の状況、母親の就労状況など確認し、償還開始まで関わりを持ち続けるようにする
- 母親には、返済開始日、期間、月々の償還額等を知らせ、債務に対する返済の意識づけをする。子どもには、母親と同じく債務に対して卒業後の返済の意識づけをする。連帯保証人には、債務に親子と同様の義務があり、親子の返済が滞った場合には、返済して頂くことの確認を行う
- 借受人、連帯借受人に対し、償還計画や一回分の金額、保証人へ請求することもあることを説明する。また、連帯借受人へは卒業後の就職の見込みや県内外のどこへ就職するか希望を聞く
- 申請人、連帯申請人、連帯保証人へ直接、貸付けた金額償還が開始される期日と完了期日、月額を三者へ伝える。三者とも償還責任の重要性を伝え、三者へ当資金の流れを一連で説明し、計画をたててもらおうよう指導する
- 借受人、連帯借受人、連帯保証人3者に対し、貸付総額や償還額、償還期限、償還の方法、違約金等について、具体的に数字を出しながら説明している
- 申請者、連帯借主に返済計画を立ててもらおう。また、連帯保証人には、申請額の債権債務を負うことを強く伝える(注:保証人に対して、申請者から正しい金額、用途、回数等を話していないことがある)

- 借受人、連帯債務者(子供)、保証人、各者に対して返済に対する責任を話をする。この場合、特に子供には自覚を持たせる
- 申請書完成後、貸付審査会までに、子、保証人それぞれと面接して、資金の目的、貸付期間、償還期間、滞納となった場合について償還方法など(保証人がやむを得ず、県外の方などは電話で確認をしています)
- 借受人、連帯借受人、連帯保証人、貸付事前調査の時に返済方法について話す
- 原則として、三者(借受人、連帯借主、連帯保証人)面談。その時に、償還についての認識の確認をする。連帯借主、連帯保証人の内容を了知しているか?など
- 借受人、連帯保証人の面接の際に、1. 連帯して責任を負うこと。2. あとの子どもさんの資金になるので卒業後は必ず返して下さいと
- 母が返すか、子どもが返すかを両方から聞く
- 本人、子供には、卒業してから償還が始まり、必ず返済していかなくてはならない事を説明。保証人に対しては、もし本人たちが返済できない時は変わって支払う義務がある事を確認する
- 申請者(母親)、連帯借主(子ども)、連帯保証人と面接を行い、返済額、期間、返済義務等についての説明と本人からの承諾を得る。また、保証人の配偶者への確認も行う
- お母さん、お子さんに対し、償還開始時期、金額、期間、償還の意志を必ず説明、確認しています。また、もし何かの事情で滞納になった場合は、連帯保証人に償還してもらうとも説明しています
- 借受人と無理のない償還金額、期間を設定し、確認し合う。連借人と貸付・償還についての意識付け、指導をする。保証人とは、遠方でない限り直接会い、保証人としての自覚を確認する
- 母と、現在の家計の状況では償還の見込みが立たないとしても、子が卒業後、就職し、収入を得られることにより、償還が可能になるとして貸付けるものであること。子と、就学するには、多額の費用がかかるため、母はその捻出に苦勞をしているので、自分が望んだ学業に邁進し、途中で挫折することがないように健康に留意し頑張ってもらいたい。償還が卒業後6ヶ月据置いて開始されること。また、長期間になることから、自分が働いて償還するとの意志を持ってもらう
- 借主(母)と連帯借主(子)と話し合う。二人でどのようにして償還していくか具体的に考えてもらう
- 本人、子どもと面談。返済金(月額)を知って頂き、次の方にお貸しするための大事なお金であることをお話して滞ることなく、返済して頂くようお願いする。連帯保証人の方にも確認のTEL連絡入れる
- 申請人(母)、子ども、連帯保証人に対し、借受額、償還計画、違約金、滞納者に対する青森県の規定の説明。保証人に対し、保証人の役割、民法の扱いを説明しています。母と子どもには、この制度は償還金を次の子どもの修学資金となることを説明し、母子家庭が母子家庭を支える、とても大切な制度なので次の母子家庭を支えて下さいとお願いしています
- 借受者(母)、連帯借受者(子)、保証人と面接のうえ、返済について必ず話し、更に確認する
- 母と子に貸付から返済まで説明し、返済の確約をしている。返済金額、返済期間
- 借受人(母)、連帯借受人(子)、連帯保証人にきちんと償還について説明するが、実際借受人滞納になれば、子、保証人には督促しないでほしいと言われる
- 母親と児童に償還計画については、無理のないよう返済できるよう協力して貰うよう、お願いをするとともに、連帯借受人としての認識も持って貰うように伝える
- 申し込み手続には、母子一緒に面接をするので、返済についても話を聞きます。子どもが卒業後の返済は誰がするのか、母の経済状況を子どもにも話をしてもらい、母と子で無理のない返済を考えてもらいます。償還が滞った場合、保証人に連絡することも話しています
- 貸付相談を受けた時に、母親と子ども一緒に面

接し、貸付から償還、変更届について説明する。償還については、金額を提示しながら、子ども主体に計画する

- ・申請者はもちろん連帯保証人、連帯借主についても、担当者及び母子自立支援員が直接面接し、借主と連帯して債務を負担しなければならないことを説明し、理解をもらう。又、借用書提出時においても、面前で署名、押印をしてもらい、保証意思の確認を重ねて行なっている
- ・本人と具体的な返済方法、年数、金額の検討。子どもと卒業後、借金を負うことになることの自覚の確認
- ・借受人と連帯借受者に話している。専門学校、短大、大学での利用については、連帯借受者(子ども)からの返済を促している
- ・借受人、連帯借受人、連帯保証人の3者に、保証の意志を確認している。できるだけ無理のない返済計画を立ててもらっている
- ・借主の母、連帯借主の子、連帯保証人の人、三人で来庁し、確認をする。誰が払わなければ誰かに迷惑がかかるか話し合う
- ・修学終了後必ず返済義務がある資金であることなど説明(母親・子供)
- ・母と返済計画等について相談し、母子で十分検討してもらい、連帯借主である子供とも面談、意志確認、償還に対する理解を得る。保証人についても電話などにて確認了解を得る
- ・母と子の両方。卒業後、アルバイトだったら、どれ位収入があるだろうか、主としてどちらが払っていく考えか。親子で協力して返済してもらうので、返済のなすりつけをしないこと。余裕を持ち、払えそうな返済計画を
- ・借主の母親・連帯借主の子供と一緒に償還計画を立てる際、一ヶ月の生活費や稼働収入の見通し、児童扶養手当が無い状態をシュミレーションして「少しでも頑張れば可能な額」を決めてもらう。期間が長い為、結婚・車のローン等も考慮する様、助言し、子が30代、母が稼働可能期間内に終了する様、話し合う
- ・借主、連帯借主には、期間、金額等、無理のな

い範囲でと伝える。連帯保証人には、借主、連帯借主の返済計画を確認してもらう

- ・母親・子ども、協力しあい無理のない償還計画を立てるよう指導している
- ・卒業時までの借入金を計算し、月の返済額も提示し母と子の了承を得る
- ・お母さん、子ども、保証人いずれもTELで、貸付金額、返済の方法、三人に同じ責務があること。住所が変更となった時は連絡する様に
- ・連帯借主との面接時(連帯借主同意書に基づく)、連帯保証人確認連絡時
- ・借主、連帯借主、必要であれば、連帯保証人。修学意欲、償還計画、借入金額、返済期間、職業展望。今後、借主が希望する支援について
- ・返済義務は、母、子、保証人であること。母と子で、完済に向けて努力をすること。状況が変わると、償還変更手続きなどがあること
- ・母と話すことが多いが、子供自身が計画する世帯もあります。母が決めた場合も、子供に伝えて認識してもらうようにしています。貸付総額(予定額ですが)について、何年の何回払いにするか試算をして決めてもらうことが多いです。子供にとっては、シビアな作業だとは思いますが、真剣に考えるお子さんには、頭が下がる思いをさせられることも度々です
- ・返済については連帯借主の子供、保証人さんに電話をし、調書記入に従って借り入れの意志、償還の協力、申し込み金額等について確認している。問題を抱えているような時は、職員とともに面接したりする。子に話す場合、年齢により、言い方には気を配っている
- ・親子、または親と子どちらか一方が返済するかを確認。できるだけ、二人に対して無理のない返済方法を選択できるように相談にのる
- ・子どもに関する貸付の場合は、必ず親子面接をして、償還については、子どもにも、償還能力ができたなら、返済の手助けをするように話す  
<子どもとは直接話さないこともある場合>
- ・専門学校・大学等の場合、子及び母親と面接し、償還等について、支払い期日・金額について具

- 体的な数字を出し説明する。金額が多くなる場合、償還協力という意味合いで保証人と話す事もあります。生活保護世帯の方については、担当ケースワーカーも交えて話をしています
- ・母と（居れば子供も）借りれば借りるほど、無利子でも返済が多くなる事をしっかりと話す
  - ・同行している場合は、子ども本人と母親に卒業後の返済について話をする。母親のみの場合は、子どもに就職したら自分が返済しなければならないことを、機会をとらえて意識させていくように、話をする
  - ・主に母親が来所した時は母親と、子供と一緒に来所した時は母親と子供に、相談してもらう。内容については、返済方法、返済金額、返済回数、返済の名義人について話し合ってもらおう
  - ・連帯借受人、保証人より確約書を提出させている
  - ・母親、子供、保証人と話をするようにしているが、都合によっては、母親のみの場合がある。保証人には必ず、電話で確認はする
  - ・出来る限り母と子に貸付総額、償還金額、開始時期等について説明し、返済義務を強く持つてもらおう
  - ・借主である母か、就学者である両名にあなたからの償還金は今後の貸付利用者に対しての大切な財源なので、滞らない様をお願いし、滞った場合は、保証人に支払ってもらおう事となると伝えたりもする
  - ・職場環境は、直接面談する事は不可能に近いです(管轄地域が広域なため)。電話での話は、お母さんとの話しですし、問題があれば子供との話しもします。が電話での相談です
  - ・申請者と保証人には、必ず面接して、又、子供申請の時は必ず話し合う
  - ・借主、必要であれば（支払者が連帯借主であれば）連帯借主と据置期間、支払開始日、金額、支払期間を記入し、表にして渡す
  - ・返済については、申し込み時ではなく、貸付相談の際には主に貸付希望者（母が多い）と話します。その際には市、独自で作成している「貸付相談参考資料」を基に話し合い、貸付希望者にその資料を持ち帰ってもらいます。資料は、貸付総額がどれ位になるか、毎月の返済額に無理はないか等について、希望者と児童に確認をしてもらう目的で用意しています
  - ・母親に返済の期間について、子供にも返済義務があるので確認。無理にならない様にする
  - ・母親と話し合い、母から子供にかならず話してもらうよう指導している
  - ・お母さんひとりで申請書類を記入しない事、「借りる主旨、金額そして返済は、子供（借りた）が中心になってする等の旨を子供にきちんと説明するように話をする。子供の記入するところは必ず、子供自身に書いてもらうこと。身内などを保証人にする場合は、なるべく子供もいっしょに出向いてお願い、挨拶することなど
  - ・母子が返済について、よく話し合ったかを確認する
  - ・支援員は窓口で申請人の母親に対して返済について話します。第二に母子協働員さんに調査訪問の際、返済についてお願いしてあります。第三に訪問調査の際、保証人の方にも返済について、指導をお願いする話をします
  - ・主に申請者に返済がいつからか、何年で返済か、滞納すると今後貸付申請される人に影響が出る事等、違約金というものが発生することなど話す
  - ・申請者と返済時の金額を計算し、無理のないようじっくり話し合うよう努めています。
  - ・本人と返済額及び返済期間について話すと共に、遅れると違約金が、発生する事も伝える。保証人についても、申請者が返済出来ない時には、債務を負うことを説明し、理解を求める
  - ・申請者本人と、制度の主旨や借主、連帯借主が協力して支払っていくよう説明する。事業資金など申請額が多くなる場合は、保証人にも制度の主旨や償還について説明する。
  - ・お母さんと無理なく返済出来る様、計画を立てる様、余裕が出来たら繰り上げできる旨話しています